

# 個人の市民税・県民税

平成26年度の個人市民税・県民税の納税・税額決定通知書と課税明細書を発送しますので、内容をご確認ください。また、市民税・県民税の課税や納付方法などについても併せてお知らせします。

## 納税・税額決定通知書と課税明細書の発送

▽発送予定日 4月1日現在、65歳未満の人 6月2日、65歳以上の人 6月9日。

期限内はコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局でも納付できます

納付額が30万円を超えるものや、全期前納する場合



徴収担当ニャンニャ係長

## 徴収担当ニャンニャ係長 24 6月は市民税・県民税の季節



## 市民税・県民税の納付方法

など、バーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでは納付できません。

### ■普通徴収

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替で納めます。

▽納期 6・8・10月、翌年1月。一括または年4回払い。

### ■給与所得にかかわる特別徴収

会社など給与の支払者が、税額を6月～翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から差し引き、納税者

に代わって納めます。退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、給与から差し引きできなくなった残りの税額を納税者が納付書または口座振替で納めます。ただし、次の場合を除きます。

- ①退職の際に、給与などから残りの税額を一括して差し引かれる
- ②会社などに再就職し、そこで引き続き特別徴収される。

### ■年金所得にかかわる特別徴収

4月1日現在、65歳以上の人の年金所得にかかわる市民税・県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から引き落とし、納税者に代わって納めます。納付の方法は、3

## 市民税・県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されます

この増税分は、東日本大震災からの復興や、防災のための施策に役立てられます。

なお、平成29年度までの県民税には、とちぎの元気な森づくり県民税700円が含まれています。

均等割額(年額)	平成25年度まで	特例期間(平成26～29年度)	特例期間(平成30～35年度)
市民税	3,000円	3,500円	3,500円
県民税	1,700円	2,200円	1,500円
合計	4,700円	5,700円	5,000円

ページ左下の表1をご覧ください。また、引き落としされる税額は、市民税・県民税額決定通知書をご覧ください。

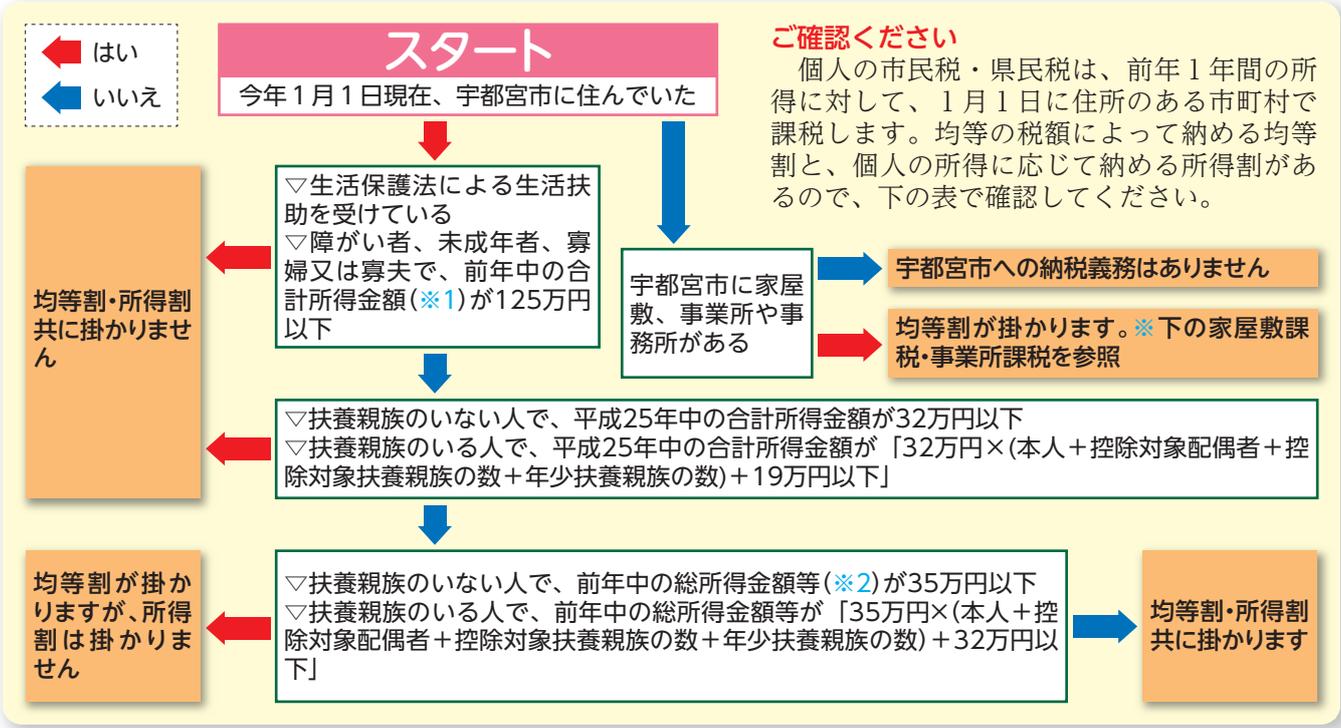
金など、非課税の年金は対象外。年金所得にかかわる市民税・県民税のみが特別徴収です。年金所得以外の給与所得や事業所得などにかかわる税額は、給与から特別徴収や納付書または口座振替で納めます。

### ※1 合計所得金額

純損失、雑損失等の繰越控除前の総所得金額等(※2)の金額。

### ※2 総所得金額等

総所得金額(※3)、上場株式等に係る配当所得の金額(分離課税)、土地等にかかわる譲渡所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引にかかわる雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額(純損失、雑損失等の繰越控除後の金額)。



**65歳未満の年金受給者の皆さんへ**

平成26年4月1日現在、65歳未満の人の年金所得にかかわる市民税・県民税は、特別徴収事業所に勤務する人は給与から特別徴収(引き落とし)で、それ以外の人は、納付書または口座振替で納付します。なお、確定申告書や市民税・

▽年金からの引き落とし対象 次の全てに該当する人。  
①平成26年4月1日現在、65歳以上(昭和24年4月2日以前の生まれ)②平成25年中に支払われた公的年金などにかかわる市民税・県民税が課税になる③平成26年1月1日以降、引き続き市内に住所がある④介護保険料の特別徴収の対象。それ以外の人の年金所得にかかわる市民税・県民税は、納付書または口座振替で納めます。

▽確定申告などで年度の途中で税額が変更となる人  
年金から税額の引き落としができなくなるため、残りの税額を納付書または口座振替で納めます。

**表1 平成26年度の65歳以上の人の公的年金にかかわる市民税・県民税の納付方法**

納税方法	年金からの特別徴収(引き落とし)				
	仮徴収			本徴収	
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月 平成27年2月
税額	平成26年2月と同額を4・6・8月にそれぞれ引き落とし			年税額から仮徴収した額を差し引いた額を3回に分けて引き落とし	

納税方法	平成26年度から新たに(改めて)引き落としになる人				
	普通徴収(納付書または口座振替)		年金からの特別徴収(引き落とし)		
徴収月	6月	8月	10月	12月	平成27年2月
税額	年税額の半分を2回に分けて納付書または口座振替で納税		年税額の残り半分を10月から3回に分けて引き落とし		

**家屋敷課税 事業所課税**

本市以外の市町村で住民税が課税されている人でも、次のいずれかに該当する人は、道路の管理やごみ収集、

▽事業所課税 市内に事務所や事業所がある市外居住の事業主など。  
▽税額 住民税の均等割5700円(市民税3500円+県民税2200円)。

▽家屋敷課税 市内に住宅を所有する市外への単身赴任者など。

▽消防・救急などの行政サービスを受けていることから、課税の対象となりますので、申告してください。

※3 総所得金額 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の譲渡所得、雑所得、一時所得の金額の合計額。  
◎この特集についての問い合わせは、市民税課☎(632)2217へ。